

証券コード 3426
(発送日) 令和5年9月11日
(電子提供措置の開始日) 令和5年9月4日

株 主 各 位

東京都台東区入谷1丁目27番4号
アトムリビンテック株式会社
代表取締役社長 高橋 快一郎

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第69期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.atomlt.com/ir/ir_information/meeting/



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



東証ウェブサイトにおいては、銘柄名（会社名）に「アトムリビンテック」または証券コードに「3426」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、令和5年9月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年9月26日(火曜日)午後3時
(受付開始:午後2時15分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 東雲の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 第69期(令和4年7月1日から令和5年6月30日まで)事業報告および計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主様控室の設置およびお飲み物の提供は実施いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会にご来場の株主様へのお土産はございません。

株主総会資料の電子提供制度の施行について

令和4年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が開始されましたが、本株主総会におきましては、当社は書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

事業報告書および決議ご通知の送付廃止のお知らせ


定時株主総会終了後に送付しておりました「事業報告書」と「定時株主総会決議ご通知」につきましては、今回より当社ウェブサイトへ掲載し、紙面での発行を取り止めることといたしましたのでお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和5年9月26日(火曜日)
午後3時(受付開始:午後2時15分)




書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和5年9月25日(月曜日)
午後5時到着分まで



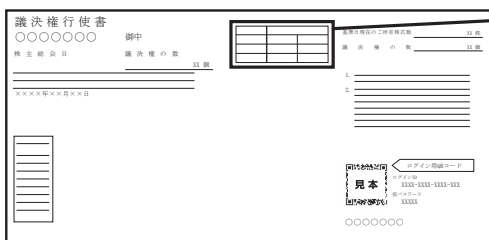
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和5年9月25日(月曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

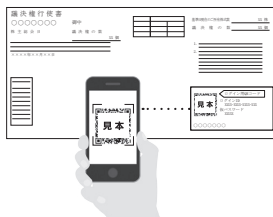
- ・議決権行使書において、議案に賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。
- ・書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

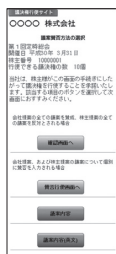
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

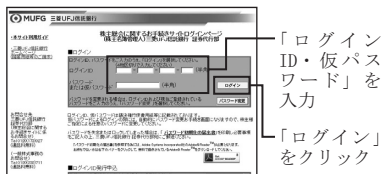


ログインID・仮パスワードを入力する方法

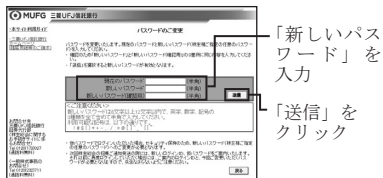
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事 業 報 告

(令和4年7月1日から)
令和5年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府の推進する積極的な経済対策や日銀の大規模な金融緩和政策を背景に、ウィズコロナの進展から社会的・経済的活動の正常化に向けた動きが加速したことに加え、水際対策の緩和や円安進行も寄与してインバウンド需要が復調したことによって景気は緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、ウクライナ情勢の長期化や世界的な金融引き締めにより、幅広い分野での物価上昇や大幅な為替相場の変動、さらには地政学リスクの高まりなど、不確実な世界情勢に伴う国内外経済の下振れリスクが膨らみ、景気の先行きに対する不透明感は、依然として払拭できない厳しい状況の下で推移いたしました。

当社の関連する住宅市場におきましては、低水準にある住宅ローン金利や住宅ローン減税の導入、省エネ住宅への補助金制度など、政府による各種住宅取得支援政策が下支えしたものの、新設住宅着工戸数の利用関係別においては、木造住宅での顕著な建設費用の上昇を主要因に、持家が減少傾向で推移いたしました。また建設業界における慢性的な人工不足に加え、世界的な資源価格の高騰を背景に建設資材・物流コストの高止まりが懸念されるなど、住宅業界を取り巻く環境は依然として厳しく、本格的な市場の回復には未だ至らない水準で推移いたしました。

このようにウィズコロナが進展する中、当社は各ショールームにおける事前予約制を2023年6月に廃止して、予約なしで自由に見学いただける体制に戻しました。またお客様を始めとする関係各位の健康と安全の確保及び事業活動の継続に向けては、引き続き、Web会議等のコミュニケーションツールを活用しながら、新型コロナウイルス感染症との共存を図りつつ、新たな提案商品の紹介とともにお客様との情報交換の場を増やすことに注力して参りました。さらには第69期を中間年度とする「第11次中期経営計画（第68期～第70期）」において掲げた「伝統を活かし、変革に挑む」とのスローガンの下、連綿と受け継いできた当社独自の事業スタイルの優位性を活かしながら

ら、社員一人ひとりが自覚と責任を持って積極的に行動できる環境の整備と発想豊かな人材の育成に努めて、全社的な連携を強化しつつ、組織をあげて次世代を担う基盤づくりとさらなる進化を図って参りました。

また、住宅産業における企画開発型企業として、当社の主力商品群に成長したソフトクローズ関連商品の拡充はもとより、あまた市場の要望に応じて新技術ならびに新商品の開発に取り組み「内装金物（住まいの金物）の全般」に目を向けた裾野の広い商品開発と営業戦略の推進を心がけ、併せて販売費及び一般管理費の圧縮など調整かつ管理可能な諸施策を講じて、経営環境の変動に左右されにくい社内体制と財務体質の構築を目指し、さらには商品戦略、市場戦略、及び情報システム戦略に一層の前進を果たすべく、鋭意、当面する各々の課題に取り組んで参りました。

商品戦略につきましては、日々嵩じるお客様のご要望に即応し、より現場主義に徹した柔軟で機動力のある商品開発を目指して、「営業設計グループ」を軸に据え、当社独自の機能を内包するソフトクローズ関連において、メンテナンス性に優れるだけでなく、様々な引戸の納まりに対応が可能な「マルチソフトクローズユニット」にアウトセット下荷重引戸を新たに設定して使用可能な範囲を広げるとともに、在宅時間の増加によるリモートワーク空間の構築に最適なSW移動間仕切システム「SW-900」においては、マンションの外干し禁止やコロナ禍での室内干しが注目される中、専用の物干しをオプションとして設定可能にするなど、市場ニーズに対応した関連商品の拡充と市場への定着を目指した活動に注力しつつ、機能性と利便性の向上を実現して参りました。

一方、市場戦略につきましては、金物卸売業界の流通ルートの整備に取り組むとともに、2023年4月にはベトナム・ホーチミン市で開催されたベトナム最大級の建築系展示会「V I E T B U I L D 2023」に初出展し、現地の市場調査とともに当社商品の認知度向上に努め、続く同5月には3年半ぶりとなる「2023春の新作発表会・東京展」をアトムCSタワーで開催し、新商品を中心に幅広く商品を紹介する機会を設けるなど、コロナ禍による制約が緩和される中、対面形式でのセールスプロモーション活動を展開して参りました。また、当社の情報発信基地としての性格を持つアトムCSタワーでは、金物のみならず広くインテリアに関わる商品を常設展示しつつ、オンライン上での問い合わせには積極的に対応するなど、お客様との商談機会の創出に

取り組み、さらに同館では「KANAGUつなぐ 地域」伝統工芸支援プロジェクトを推進し、日本各地の伝統工芸や職人と協業して金物との融合を模索するなど、同所開設の本旨に則り、積極的に新分野・異分野の開拓を図っております。

なお、西日本市場の強化と深刻化する運送コストや、自然災害によるリスク分散など、BCP対策を踏まえた物流拠点の複数化を目的に運用を開始している「広島営業所・C/Dセンター」につきましては、管理運用する商品を徐々に増やしつつ、商品供給面における顧客満足・サービスの維持向上に努めて、所期の目的を果たして参る所存であります。

さらに情報システム戦略につきましては、当社の経営管理体制を支える「統合型業務ソフトウェア」の継続的なバージョンアップを実施して、営業・業務・現業の各部門とも、あまねく同システムを最大限に活用しつつ利便性の向上に努め、常に業務効率ならびに経営効率の一層の向上を図っております。

加えて、当社の「ものづくり」を広く紹介する目的として、ホームページ内の「atom動画ぎやらりー」におきましては、YouTubeにて機能商品を中心とした商品紹介や設計・施工ガイドなどを動画で配信し、当社の主力商品について単なる商品紹介に留まることなく、職人不足が顕著な建築現場においても施工方法や手順、金物の調整方法等を明解に確認できる利便性を高めた動画コンテンツの整備を進めて参りました。また同ホームページ内では、アトムC Sタワー内の展示商品の写真や一部商品では動画の閲覧が可能な「ショールームビュー」の充実を図り、さらにマンション物件での採用率が高まっているSW移動間仕切システム「SW-900」におけるパーツ選定ツールを新たに公開するなど、SNSを積極的に活用した販売支援ツールの拡充に努めました。

このような経営全般にわたる諸施策を期中における内外況の変化に即応して推進して参りました結果、当期の売上高は10,415百万円（前期比4.3%増）、営業利益は374百万円（前期比35.2%減）、経常利益は415百万円（前期比31.5%減）、当期純利益は346百万円（前期比15.8%減）となりました。

品目別売上高

品目	第68期		第69期	
	自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日		自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日	
	百万円	%	百万円	%
折戸・引戸金物	7,412	74.2	7,577	72.8
開戸金物	730	7.3	782	7.5
引出・収納金物	823	8.2	954	9.2
取手・引手	417	4.2	473	4.5
附帯金物	606	6.1	627	6.0
合計	9,990百万円	100.0%	10,415百万円	100.0%

(注) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当期の主要な設備投資は、商品開発の金型取得などであり、投資総額は144百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、前述した社会・経済環境の下で予断を許さない不透明な状況が続くものと思われ、当社の関連する住宅市場におきましても、少子高齢化による世帯数の減少や住宅の性能向上による高耐久・長寿命化などの構造的な要因を背景に、新設住宅着工戸数は中長期的に縮小傾向で推移するものと予想されますが、政府による大規模な経済対策や、継続した住宅取得支援政策などを背景に一定の市場の活性化が期待されるものの、新設住宅着工戸数の動向については、消費性向及び所得環境の改善がさらに拡大浸透しなければ、本格的な回復には至らない状況にあるものと思われま

す。

このような状況の下、住宅関連産業に携わる当社といたしましては、引き続き被災地復興に寄与し、中長期的な観点において住環境の改善に向けた潜在的なニーズには根強い底流があるものと捉え、国際標準ISO9001（QMS・品質マネジメントシステム）及びISO14001（EMS・環境マネジメントシステム）を活かした商品開発により、創業以来120年の思い「独り歩きのできる商品を提供する」を全うし、併せて第70期を最終年度とする「第11次中期経営計画（第68期～第70期）」において掲げた「伝統を活かし、変革に挑む」とのスローガンに従い、当社独自の価値観や行動規範など、「伝統」の良い点を受け継ぎ、「変革」に挑む人材を育むことのできる活力ある組織環境の構築を推進し、また、「ウィズコロナ時代に呼応する事業スタイルの構築」を基本方針として、より現場主義に徹した商品開発を目指して技術力を磨き、発想力・想像力を結集することにより、市場ニーズに応えるだけでなく、市場ニーズを先取りした「ものづくり」の推進に取り組みつつ、かつてない規模と速度で変化しつつある経営環境の中で、「新しい生活様式」が求める本質的な要求を迅速に見極め、柔軟で自由な発想と高い技術力を活かした新たな事業スタイルの構築を目指すことによって、鋭意、企業の社会的責任を果たして参る所存であります。

一方、アトムCSタワーにつきましては、実際の住空間づくりをテーマに開設した「LIVIN' ZONE」の充実を図りつつ、当社の全事業ならびに全商品の情報発信基地とし、当社のステークホルダーを始めとする異業種・異分野の方々との交流、及びコラボレーションを進めるとともに、同館を活動拠点とするアーバンスタイル事業部では、従来の「ものづくり」のみならず、生活者の「価値観・ライフスタイルの多様化」が進む中、加速度的に進行する情報化社会への多面的なアプローチを行いながら、新しいテーマに向けた事業展開を推進して、豊かなライフスタイルをサポートする「住空間創造企業」としての独自性を深く追究するとともに、日本の伝統工芸や手仕事といった「日本のものづくり」を通じた文化的価値観の提案、コンサルティングなど、業際的かつ先進的な分野へ進出して業容ならびに新規事業の拡大を目論んで参ります。

また当社は本年10月に創業120周年、続いて来年1月にアトムブランド誕生70周年、さらには来年10月に株式会社へと法人改組して70周年を迎えます。この相次ぎ迎える記念すべき節目の年度を機に、創業以来培ってきた歴史と伝統を礎として、将来に向けて新たな一歩を踏み出すという意を込めて、企業ロゴ「ATOM LIVINTECH」の刷新を計画しており、アトムブランド誕生70周年を迎える来年（2024年）1月より運用を開始する予定で準備を進めております。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第66期 (令和2年6月期)	第67期 (令和3年6月期)	第68期 (令和4年6月期)	第69期 (当事業年度) (令和5年6月期)
売 上 高 (千円)	10,394,001	9,627,427	9,990,863	10,415,647
経 常 利 益 (千円)	706,141	655,615	606,441	415,278
当 期 純 利 益 (千円)	482,770	441,171	412,135	346,863
1株当たり当期純利益 (円)	121.00	110.57	103.30	86.94
総 資 産 (千円)	12,021,808	12,414,032	12,888,461	12,880,078
純 資 産 (千円)	9,242,271	9,556,742	9,811,562	10,046,812
1株当たり純資産額 (円)	2,316.46	2,395.28	2,459.16	2,518.12

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については銭未満を四捨五入しており、その他については千円未満を切り捨てております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第68期の期首から適用しており、第68期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
記載すべき重要な子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (令和5年6月30日現在)

家具用金物・建具用金物・陳列用金物等、住まいの金物全般の企画開発及び販売

(8) 主要な営業所及び使用人の状況（令和5年6月30日現在）

- ① 本 社 東京都台東区入谷1丁目27番4号
- ② ショールーム等 アトムCSタワー（東京都）
ショップ&ショールーム 亜吐夢金物館（東京都）
アトム住まいの金物ギャラリー大阪事業所（大阪府）
- ③ 営 業 所 札幌・前橋・広島
- ④ 物流センター アトム C/Dセンター（埼玉県）
広島営業所・C/Dセンター（広島県）
- ⑤ 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	2名減	42.3歳	15.7年

(注) 使用人数には、嘱託（6名）・パートタイマー（6名）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（令和5年6月30日現在）

該当事項はありません。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和5年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,420,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,989,800株（自己株式115,200株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 830名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
高橋不動産株式会社	885,440株	22.19%
高橋快一郎	500,000株	12.53%
アトムリビントック取引先持株会	436,500株	10.94%
高橋良一	290,000株	7.26%
アトムリビントック従業員持株会	266,260株	6.67%
高橋壽子	157,000株	3.93%
大塚李代	83,800株	2.10%
磯川産業株式会社	81,500株	2.04%
岡崎衛	80,400株	2.01%
櫻井金属工業株式会社	71,000株	1.77%

- (注) 1. 当社は、自己株式115,200株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 高橋良一氏は、令和4年10月1日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和5年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 快一郎	高橋不動産株式会社 代表取締役
常務取締役	鈴木 英光	C S 業務管掌
取締役	池井 正彦	商品本部長
取締役	山口 俊	営業本部長
取締役	小瀧 繁幸	
常勤監査役	金子 豊	
監査役	高島 良樹	柴田・山口・高島法律事務所パートナー
監査役	山下 剛	Asia Strategic Partners Co.,Ltd. Director 双葉税理士事務所 代表 ストラテジックパートナーズ合同会社 代表社員

- (注) 1. 取締役小瀧繁幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高島良樹氏及び監査役山下剛氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役山下剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山下剛氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	7名	113,745千円
監 査 役	4名	27,190千円
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	140,935千円 (8,805千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、令和4年9月27日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 監査役の報酬等の額には、令和4年9月27日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額8,500千円(取締役7,500千円、監査役1,000千円)を含んでおります。
4. 平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額230,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
5. 平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長高橋快一郎に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
7. 上記のほか、令和4年9月27日開催の第68期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当事業年度ならびに当事業年度以前の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除いております。
- 取締役2名 40,141千円、監査役1名 2,500千円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外監査役高島良樹氏は、柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先の間には開示すべき重要な取引はありません。
- ・社外監査役山下剛氏は、Asia Strategic Partners Co.,Ltd. Director、及び双葉税理士事務所代表、ならびにストラテジックパートナーズ合同会社代表社員であります。当社と兼職先の間には開示すべき重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 (13回開催)	監査役会 (10回開催)	主な活動状況
		出席回数	出席回数	
社外取締役	小瀧 繁 幸	13回	—	取締役会においては、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役	高 島 良 樹	13回	10回	取締役会においては、議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。
社外監査役	山 下 剛	9回	7回	令和4年9月27日就任以降、開催された取締役会9回、監査役会7回すべてに出席し、取締役会においては、議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 17,940千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びこれらの運用状況については以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・行動規範となる「企業行動規範」を定めており、取締役及び使用人に対して法令等を遵守し高い倫理観に基づいて行動することを求めるものとしております。
- ・監査役、内部監査部門及び監査法人との連携により、経営監視機能の強化を図るとともに、顧問弁護士と顧問契約を締結し必要に応じて客観的な経営に関する助言を戴く等健全な経営とコンプライアンスの徹底に努めております。
- ・コンプライアンス経営の強化を図る目的で、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見を「公益通報に関する規程」に定め、相談・通報窓口となる公益通報調査委員会を設けて一層の自浄体制の強化を図るとともに、公益通報者に対する保護も図っております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」その他の社内規程を整備し、文書等の適切な保存及び管理を実施しております。また、監査役からの求めがあるときには、これらを直ちに提供できる体制を整備しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務上の経常的なリスクについては、「業務分掌規程」にて定めた各部門の役割に基づき、それぞれの担当部門が中心となり、各種マニュアル等に従い、これに対処するとともに、リスク発生防止策の推進に努めております。
- ・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行に努めております。
 - ・意思決定の迅速化と経営責任の明確化の実現に向けて、執行役員制度を導入し、機動的な経営の遂行に努めており、また既存の執行機関である経営会議と併せて、経営の効率化と活性化に向けた施策を講じております。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社管理の担当部門は、子会社からの報告に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行うこととしております。
 - ・子会社の取締役等は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行うこととしております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととします。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
- ・監査役は、取締役の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役の指示の実行性確保に努めております。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な審議・決議の場に出席し、取締役及び使用人から報告を受けることとなっております。
 - ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

- (9) **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役は、その職務執行のため必要な費用又は債務を会社に対して請求することができることとしております。
- (10) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行等に係る重要な書類（電磁的記録を含む）を閲覧し、必要があると認めたときは、取締役又は使用人に対し説明を求めることができることとしております。
- (11) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ・ 金融商品取引法及び関連法令に従い、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、運用しております。
- (12) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- ・ 当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動規範」をはじめとしたコンプライアンス関係の規程等を社内イントラネットで役員及び従業員に周知いたしました。
- また、「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携しながら、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,939,588	流動負債	2,645,733
現金及び預金	1,503,962	支払手形	101,082
受取手形	319,052	電子記録債務	1,790,808
電子記録債権	500,406	買掛金	563,379
売掛金	1,545,945	未払金	69,132
有価証券	3,500,000	未払費用	42,354
商品	467,291	未払法人税等	4,966
前渡金	1,631	未払消費税等	34,053
前払費用	23,767	預り金	39,955
未収還付法人税等	43,096	固定負債	187,532
その他	35,143	退職給付引当金	140,282
貸倒引当金	△ 709	役員退職慰労引当金	44,250
固定資産	4,940,490	その他	3,000
有形固定資産	2,347,495	負債合計	2,833,266
建物	1,053,700	純資産の部	
構築物	5,974	株主資本	10,016,134
車両運搬具	0	資本金	300,745
工具、器具及び備品	126,535	資本剰余金	273,245
土地	1,161,285	資本準備金	273,245
無形固定資産	27,917	利益剰余金	9,506,729
商標権	113	利益準備金	43,189
ソフトウェア	26,364	その他利益剰余金	9,463,540
その他	1,439	土地圧縮積立金	95,868
投資その他の資産	2,565,077	別途積立金	6,000,000
投資有価証券	2,452,820	繰越利益剰余金	3,367,672
関係会社株式	0	自己株式	△ 64,585
関係会社長期貸付金	31,172	評価・換算差額等	30,678
破産更生債権等	1,998	その他有価証券評価差額金	30,678
長期前払費用	2,697	純資産合計	10,046,812
繰延税金資産	50,610	負債・純資産合計	12,880,078
敷金保証金	49,131		
長期未収入金	2,100		
貸倒引当金	△ 25,455		
資産合計	12,880,078		

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和4年7月1日から
令和5年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		10,415,647
売 上 原 価		7,786,249
売 上 総 利 益		2,629,398
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,255,120
営 業 利 益		374,278
営 業 外 収 益		41,395
受 取 利 息	794	
有 価 証 券 利 息	17,493	
受 取 配 当 金	6,021	
仕 入 割 引	6,381	
為 替 差 益	7,452	
雑 収 入	3,252	
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	395	
雑 損 失	0	
経 常 利 益		415,278
特 別 損 失		7,973
固 定 資 産 除 却 損	115	
社 葬 費 用	7,857	
税 引 前 当 期 純 利 益		407,305
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	52,900	60,442
法 人 税 等 調 整 額	7,541	
当 期 純 利 益		346,863

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和4年7月1日から)
(令和5年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	300,745	273,245	273,245	43,189	95,868	6,000,000	3,152,472	9,291,530	△64,585	9,800,934	
当期変動額											
剰余金の配当							△131,663	△131,663		△131,663	
当期純利益							346,863	346,863		346,863	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	215,199	215,199	-	215,199	
当期末残高	300,745	273,245	273,245	43,189	95,868	6,000,000	3,367,672	9,506,729	△64,585	10,016,134	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	10,627	10,627	9,811,562
当期変動額			
剰余金の配当			△131,663
当期純利益			346,863
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	20,050	20,050	20,050
当期変動額合計	20,050	20,050	235,250
当期末残高	30,678	30,678	10,046,812

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 5～50年

工 具、器 具 及 び 備 品 1～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における見込利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による期末退職金要支給額から特定退職金共済及び確定給付企業年金の年金資産を控除した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、建築金物・家具金物を主体とした内装金物全般の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 50,610千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、収益力やタックス・プランニングに基づく将来の課税所得の見積り等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は、将来の事業計画を基礎として見積もられており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社が販売する住宅用内装金物は、主として住宅新設時に使用されるため、売上高の予測にあたっては、新設住宅着工戸数の増減に影響されます。

また、世界的な資源価格の高騰を背景とした建設資材・物流費のコスト高などが、将来の課税所得の見積り等に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が増減し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額		4,309,952千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	金銭債権	41,605千円
3. 取締役に対する金銭債権債務	金銭債権	4,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高 不動産賃借料の支払 39,600千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,105,000株	—	—	4,105,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	115,200株	—	—	115,200株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和4年9月27日 第68期定時株主総会	普通株式	65,831千円	16円50銭	令和4年6月30日	令和4年9月28日
令和5年1月30日 取締役会	普通株式	65,831千円	16円50銭	令和4年12月31日	令和5年3月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和5年9月26日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和5年9月26日 第69期定時株主総会	普通株式	69,821千円	利益 剰余金	17円50銭	令和5年6月30日	令和5年9月27日

(注) 1株当たり配当額17円50銭には、特別配当1円を含んでおります。

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

未払事業税及び未払特別法人事業税	1,140千円
退職給付引当金	42,926千円
役員退職慰労引当金	13,540千円
減損損失	288,823千円
その他	32,069千円
繰延税金資産小計	378,500千円
評価性引当額	△267,295千円
繰延税金資産合計	111,205千円

2. 繰延税金負債

土地圧縮積立金	△42,270千円
その他有価証券評価差額金	△18,323千円
繰延税金負債合計	△60,594千円
繰延税金資産の純額	50,610千円

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。また、借入金等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の「売上債権管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は主に譲渡性預金、投資有価証券は主に株式及び債券であり、株式及び債券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、毎月、時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、4ヶ月以内に決済されております。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,385,900	2,385,900	—
資 産 計	2,385,900	2,385,900	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「有価証券（譲渡性預金）」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。
 当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	66,920
関係会社株式	0

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,503,962	—	—	—
受取手形	319,052	—	—	—
電子記録債権	500,406	—	—	—
売掛金	1,545,945	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 社債	—	300,000	600,000	—
(2) その他	3,500,000	—	—	—
合計	7,369,367	300,000	600,000	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
(1) 株式	201,020	—	—	201,020
(2) 社債	—	2,184,880	—	2,184,880
資産計	201,020	2,184,880	—	2,385,900

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	高橋不動産㈱	(被所有)直接 22.2%	不動産の賃借 役員の兼任	賃借料の支払	39,600	前払費用 敷金保証金	3,630 40,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
高橋不動産㈱に対する賃借料の支払については、近隣の取引事例を参考の上、賃借料金額を決定しております。
3. 高橋不動産㈱は当社特別顧問高橋良一が議決権の100%を直接保有しております。高橋良一氏は、令和4年10月1日に逝去しており、招集通知電子提供措置の開始日(令和5年9月4日)現在は、当社代表取締役社長高橋快一郎の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

〔収益認識に関する注記〕

当社は、住宅用内装金物事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、品目別に記載しております。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	品目別					合計
	折戸・引戸金物	開戸金物	引出・収納金物	取手・引手	附帯金物	
一時点で移転される財	7,577,620	782,038	954,696	473,459	627,832	10,415,647
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	7,577,620	782,038	954,696	473,459	627,832	10,415,647
外部顧客への売上高	7,577,620	782,038	954,696	473,459	627,832	10,415,647

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の該当はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額

2,518円12銭

1株当たり当期純利益

86円94銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年8月22日

アトムリビントック株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	二口嘉保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海老澤弘毅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトムリビントック株式会社の令和4年7月1日から令和5年6月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年8月23日

アトムリビンテック株式会社 監査役会

常勤監査役 金子 豊 (印)

社外監査役 高島 良樹 (印)

社外監査役 山下 剛 (印)

以上

株主総会参考書類

議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な課題の一つとしており、安定的な経営基盤の確保と企業価値の向上に努めるとともに、配当につきましても積極的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

以上の方針および当期の業績を勘案し、当期の期末配当につきましては、普通配当を16円50銭とし、併せて特別配当1円00銭を加え17円50銭とさせていただきますたく存じます。

なお、令和5年3月10日に、1株につき16円50銭の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき34円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭 総額 69,821,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和5年9月27日

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階「東雲の間」

電 話 03 (3667) 1111

交 通 東京メトロ 半蔵門線 「水天宮前駅」4番出口とホテルが直結
東京メトロ 日比谷線 「人形町駅」A2出口より徒歩約5分
都営地下鉄 浅草線 「人形町駅」A3出口より徒歩約8分